

本研究は、日本学術振興会 科学研究費補助金(22K02678, 代表:伊藤正実)の助成を受けて実施した。

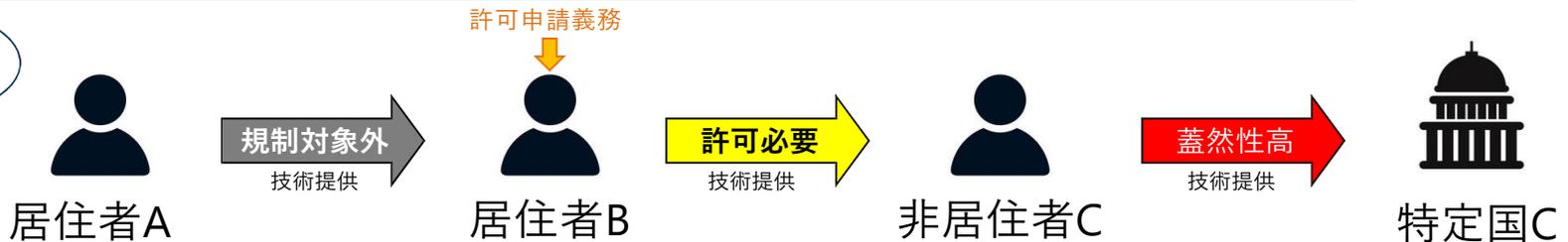
役務通達の改定に対する 大学のみなし輸出管理の 対応状況について

群馬大学 研究産学連携推進機構 教授
産学連携知的財産部門副部門長
研究支援人材育成コンソーシアム室長
輸出管理統括責任者補佐
輸出管理アドバイザー
伊藤正実

「みなし輸出」管理の運用明確化

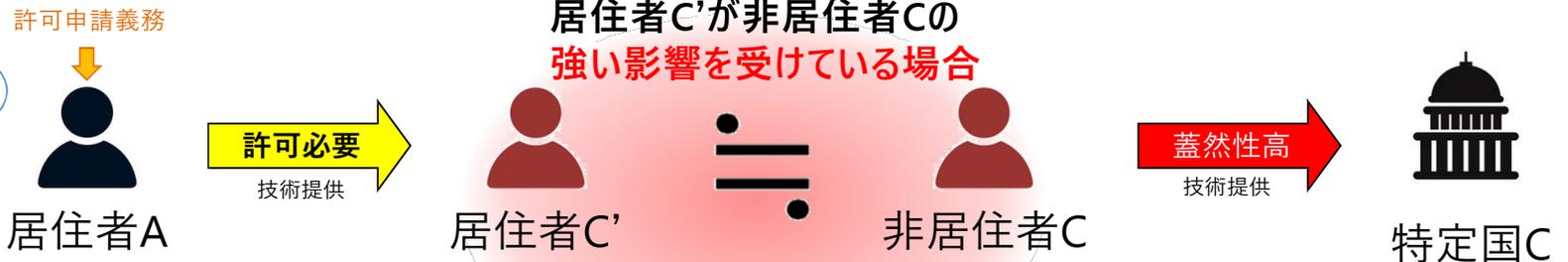
- 「特定国の非居住者に提供することを目的とした取引」に係る概念を明確化し、居住者への機微技術提供であっても、下図のように、当該居住者が、非居住者へ技術情報を提供する取引と事実上同一と考えられるほどに当該非居住者から強い影響を受けている状態（特定類型）に該当する場合には、「みなし輸出」管理の対象であることを明確化する。

従来



制度見直し

見直し案



- ①外国政府や外国法人等との間で雇用契約等の契約を締結し、当該外国政府や外国法人等の指揮 命令に服する又はそれらに善管注意義務を負う者 への提供
- ②経済的利益に基づき、外国政府等の実質的な支配下にある者への提供
- ③国内において外国政府等の指示の下で行動する者への提供

※ 経産省の資料を引用

新たに「みなし輸出」管理の対象となる居住者の類型

※ 経産省の資料を引用

- 居住者への技術の提供であっても非居住者への提供と事実上同一と考えられるような居住者への提供とは、以下の3類型に該当する者への提供とする。

※令和4年5月から改定された法令の適用開始！



類型①

契約に基づき、外国政府・大学等の支配下にある者への提供

例① 〃日本の大学の教授であり、**外国大学と雇用契約を結び教授職を兼職**している者への提供

例② 〃外国大学から**サバティカル制度**で我が国の大学に研究等に来ている**大学教授**への提供



類型②

経済的利益に基づき、外国政府等の実質的な支配下にある者への提供

例① 〃外国政府から**留学資金の提供**を受けている**外国人留学生**への提供

例② 〃**外国政府の理工系人材獲得プログラム**に参加し、多額の研究資金や生活費の提供を受けている**研究者**への提供



類型③

上記の他、国内において外国政府等の指示の下で行動する者への提供

例 〃日本における行動に関し外国政府等の指示や依頼を受けている**留学生**への提供
(類型③該当が疑われる者については、経済産業省が大学・研究機関に連絡することを主に想定)

3つの類型のいずれかに該当すれば、**居住者への技術提供であっても外為法の管理対象**となる

※ 経産省の資料を改変して引用

特定類型該当性の判断において求められる注意義務について

| | 受領者が提供者の指揮命令下でない（学生等） | 受領者が提供者の指揮命令下にある（教職員） | 共通 |
|------------------------|---|---|---|
| 特定類型 ① 特定類型 ② | <p>商慣習上技術提供取引を行う上で通常取得することとなる契約書等の書面において記載された情報から、受領者が特定類型に該当することが明らかである場合</p> <p>（学生等、雇用関係のない者に関しては、誓約書の提出を経産省は求めているわけではない。在留許可申請等に受入れが大学が深く関与する場合、当該学生の経済的な状況を知る機会をもつことになる）</p> | <p>以下の方法で特定類型該当性を把握した場合</p> <p>＜採用時＞ 自己申告による確認(誓約書の提出) ※改正役務通達の施行時点ですでに採用している場合は不要</p> <p>＜勤務時＞ 新たに特定類型に該当することとなった場合における報告義務を課すことによる確認 ※就業規則において、副業行為等の利益相反行為が禁止・申告制になっている場合を含む(就業規則上兼業の際に報告が義務付けられているのであればそれで管理できる)</p> | <p>特定類型に該当する可能性がある」と経済産業省が提供者に連絡をする場合</p> |
| 特定類型③ | <p>商慣習上技術提供取引を行う上で通常取得することとなる契約書等の書面において記載された情報から受領者が特定類型に該当することが明らかである場合</p> | | |

特定類型該当者の大学での輸出管理の運用はどのようにになるのか？

特定類型該当者の輸出管理は3つのステップがある

STEP 1 特定類型の該非確認

- (1) 新規雇用者(教職員)であれば、誓約書の提出。既存の雇用者であれば、申告された兼業内容に基づき大学組織が該非の判断
- (2) 非雇用者(学生等)であれば、通常取得する書類(在留許可申請時書類や履歴書等)に基づいて大学組織が該非の判断

STEP 2 大学組織が、特定類型該当者が誰になるか、“役務提供の可能性のある教職員”に通知する

個人情報保護の観点から秘匿性が要求される

STEP 3 特定類型該当者に対する役務提供に関する書類の提出と確認

ここからは従来の輸出管理業務と同じ

“誰”が大学組織に書類の提出をおこなうのか？

- (1) 研究室に配属された特定類型該当者がいたら研究室を主宰する教員
- (2) 特定類型該当者と共同研究を行う場合は、特定類型該当者に対して技術情報を提供する教員
- (3) クローズドな研究発表会(ケースによっては修論、卒論の発表会も含まれる)の場合は当該研究発表会の主催者

本研究の目的

令和4年5月に施行された役務通達の改定に伴い、各大学の規定や帳票の改定や運用状況についてアンケート調査し実態をあきらかにする

複雑化した輸出管理業務に何処まで大学が追隨できているのか？

この法令の改定により大学の研究教育活動に何か影響があるのではないか？

- アンケート回答時期
- 令和4年9月1日～10月14日まで

アンケートの設問の内容

STEP 0 外形的な体制の確認

- ① 輸出管理に関する規定や帳票の有無
- ② 役務通達の改定に伴う規定や帳票の改定の有無

STEP 1 特定類型該当者の該非確認

- ③ 教職員及び学生に関する特定類型の該否確認
- ④ 特定類型の該否に関する誓約書の提出の範囲
- ⑤ 役務通達の改定に対応した特定類型該当者に関する輸出管理の運用が開始されているかどうか

STEP 2 特定類型該当者の情報の流通形態

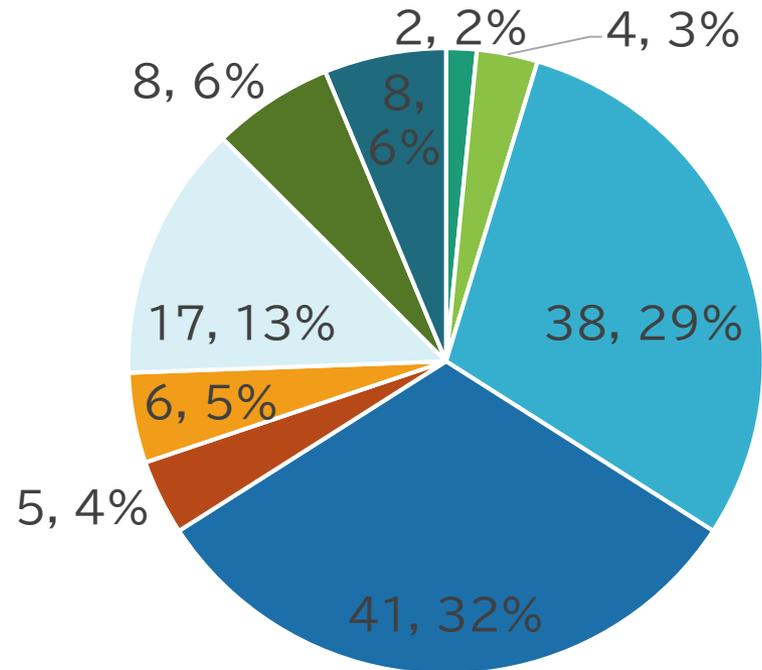
- ⑥ 特定類型該当者の情報の管理形態

STEP 3 特定類型該当者に対する役務提供に関する輸出管理

- ⑦ 特定類型該当者への役務提供に関して輸出管理を行う範囲

アンケート回収率と回答者の属性

回答者の属性



- URA
- 教員
- 産学連携等
- 研究支援
- 国際関係
- 広報企画
- 総務・人事・庶務
- 研究所事務組織
- その他

○ アンケート発送先
理系の学部を有する主要大学214大学

○ アンケート回答数
137(回答率64.3%)

内訳
国立大学法人 46
私立大学 70
公立大学 20

主たる回答者の属性は産学連携や研究支援を担う事務職員



輸出管理業務を担う事務部署はいわゆる研究交流関係の担当

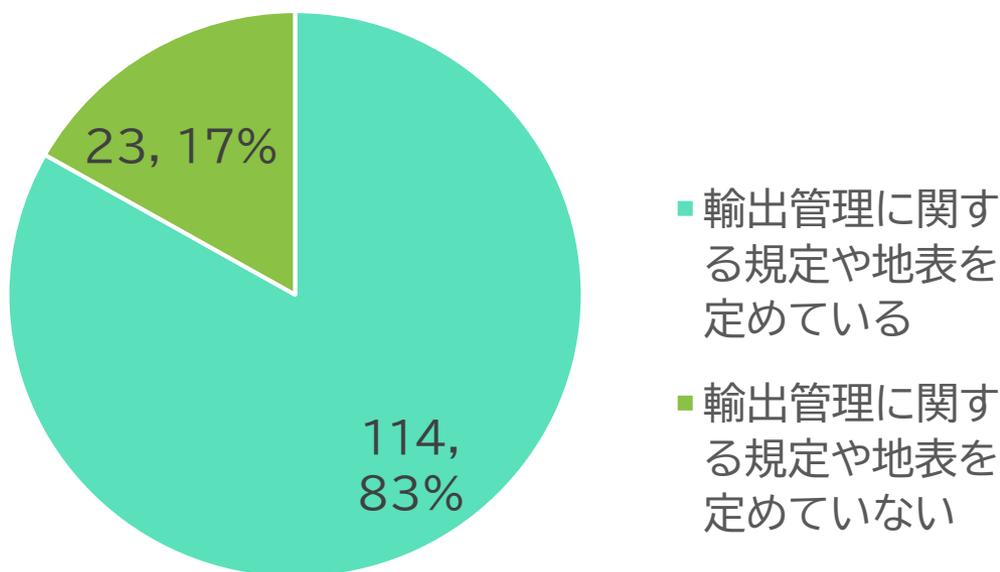
STEP 0 輸出管理に関する規定や帳票の有無

回答大学のうち83%の大学が既に規定や帳票を有している

○ 規定や帳票を有している大学の平均教員数 717人(標準偏差747.1)

○ 規定や帳票を有していない大学の平均教員数 199人(標準偏差143.56)

規定や帳票の整備状況



輸出管理体制の有無は大学の規模に依存する傾向がある

Student t検定の結果 $t=3.035$ 統計上も有意な差があることが確認された($P<0.05$)
(dfが100以上のときの $P<0.05$ の時の $t=1.65$)

STEP 0 役務通達の改定に伴う規定や帳票の改定の有無

既に改定の対応をしたと回答した大学の平均教員数

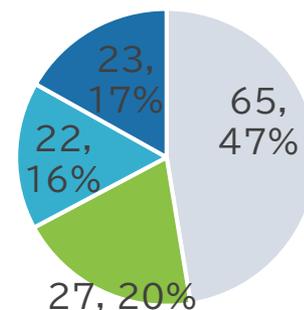
875名(標準偏差838.4 N=65)

改定の予定のある大学の平均教員数

394名(標準偏差233.8)

輸出管理の規定や帳票を有していながら検討の予定がないと回答してきた大学の教員数の平均453名(標準偏差366.7)

役務通達の改定に対する対応状況



- 役務通達の改定に対応して規定や帳票を改定している
- 役務通達の改定に対応する予定がある
- 輸出管理の規定や帳票を有しているが役務通達の改定を予定していない
- 輸出管理の規定や帳票を整備していない

○ あきらかに大学の規模が大きいところが先行して規定の改定を実施している傾向が見られた($p < 0.05$) ($t = 2.783$, $df = 114$)

○ 少なくともアンケート結果では令和4年度末までに約7割の大学が規定や帳票の改定を実施していることになる

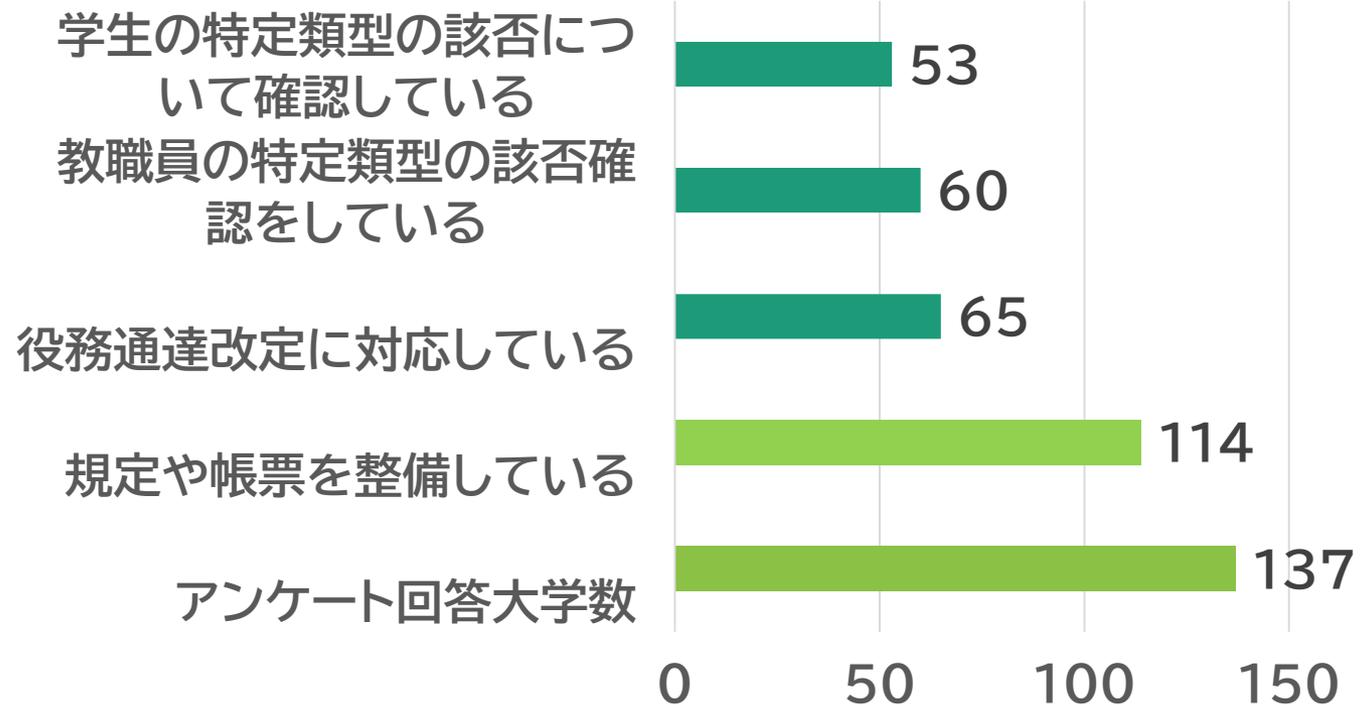
STEP 1 教職員や学生に関する特定類型の該否確認

教職員の特定類型の該否確認をしているのは60大学(44%)

学生の特定類型の該否確認をしているのは53大学(39%)

学生の特定類型の該否を確認していない大学が多いのは、“通常取得する書類の範囲”では外国政府等との関係について情報が入手できないケースもあるという意味なのかもしれない

特定類型の該否確認

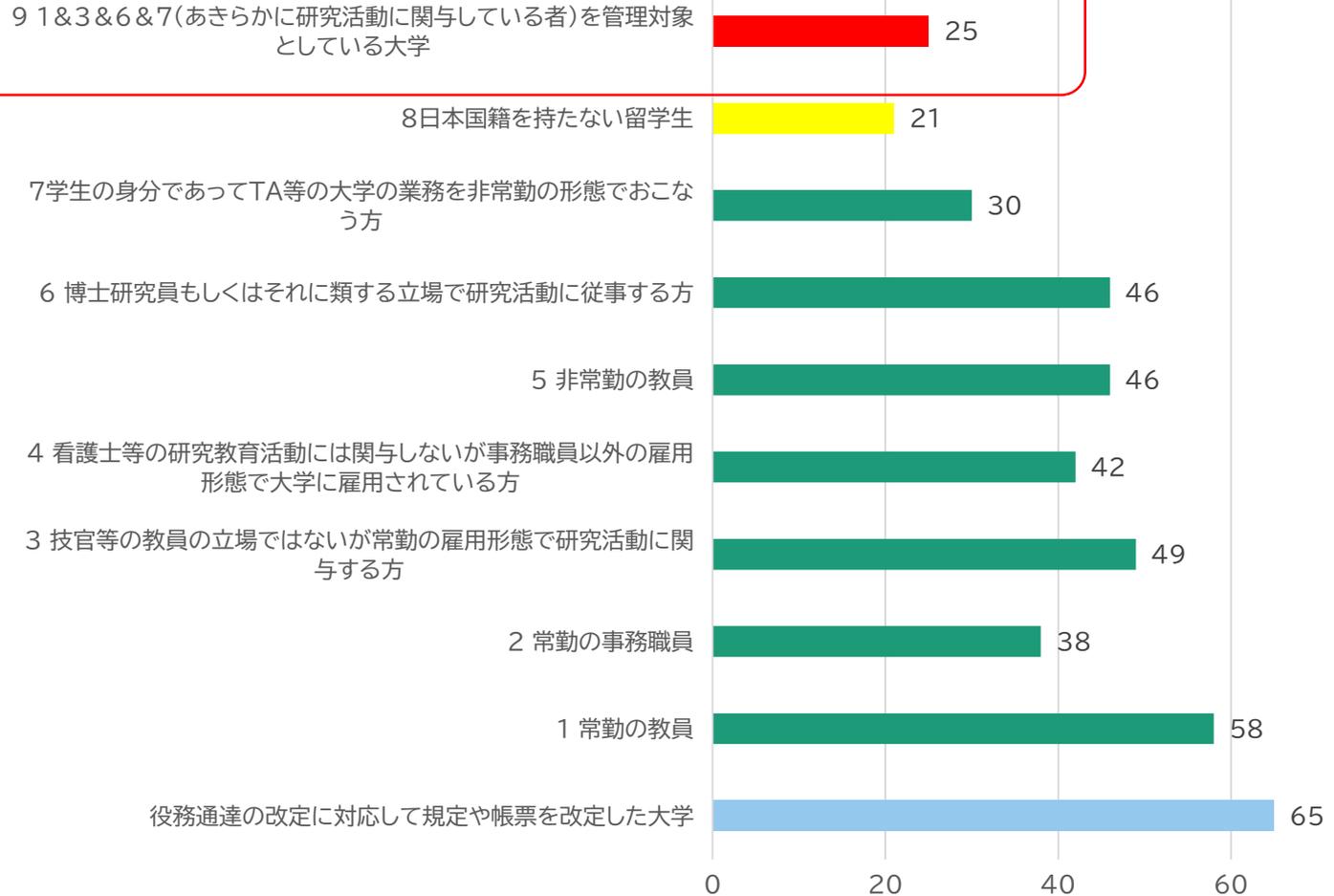


このデータに基づいて言えば規定や帳票の改定をおこなっていると回答した大学(65大学)の中で5大学は運用段階に入っていない

STEP 1 特定類型の該否に関する新規の雇用者等の誓約書の提出の範囲

大学の中で研究活動に関与している雇用者を、網羅的に誓約書対象としている大学(9)は、**25大学**（アンケート回答大学の中では18%）

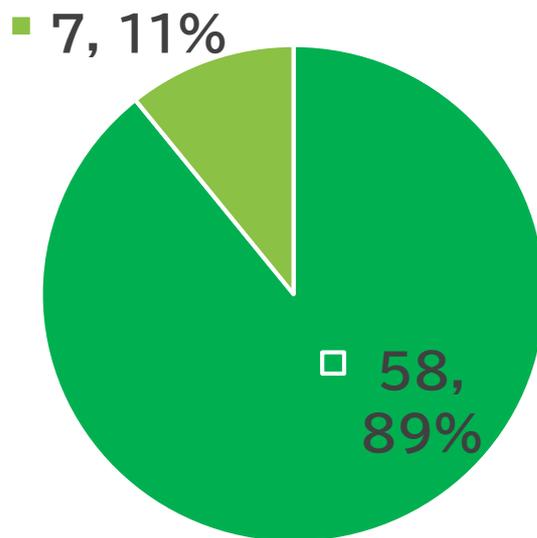
誓約書対象の範囲



大学の規模や体制によらず、誓約書対象の範囲は、バラバラになっている
法令の改定の趣旨をよく理解し誓約書提出の範囲を設計している大学がどの程度存在するのか疑問が残る

STEP 1 役務通達の改定に対応した特定類型該当者に関する輸出管理の運用が開始されているか？

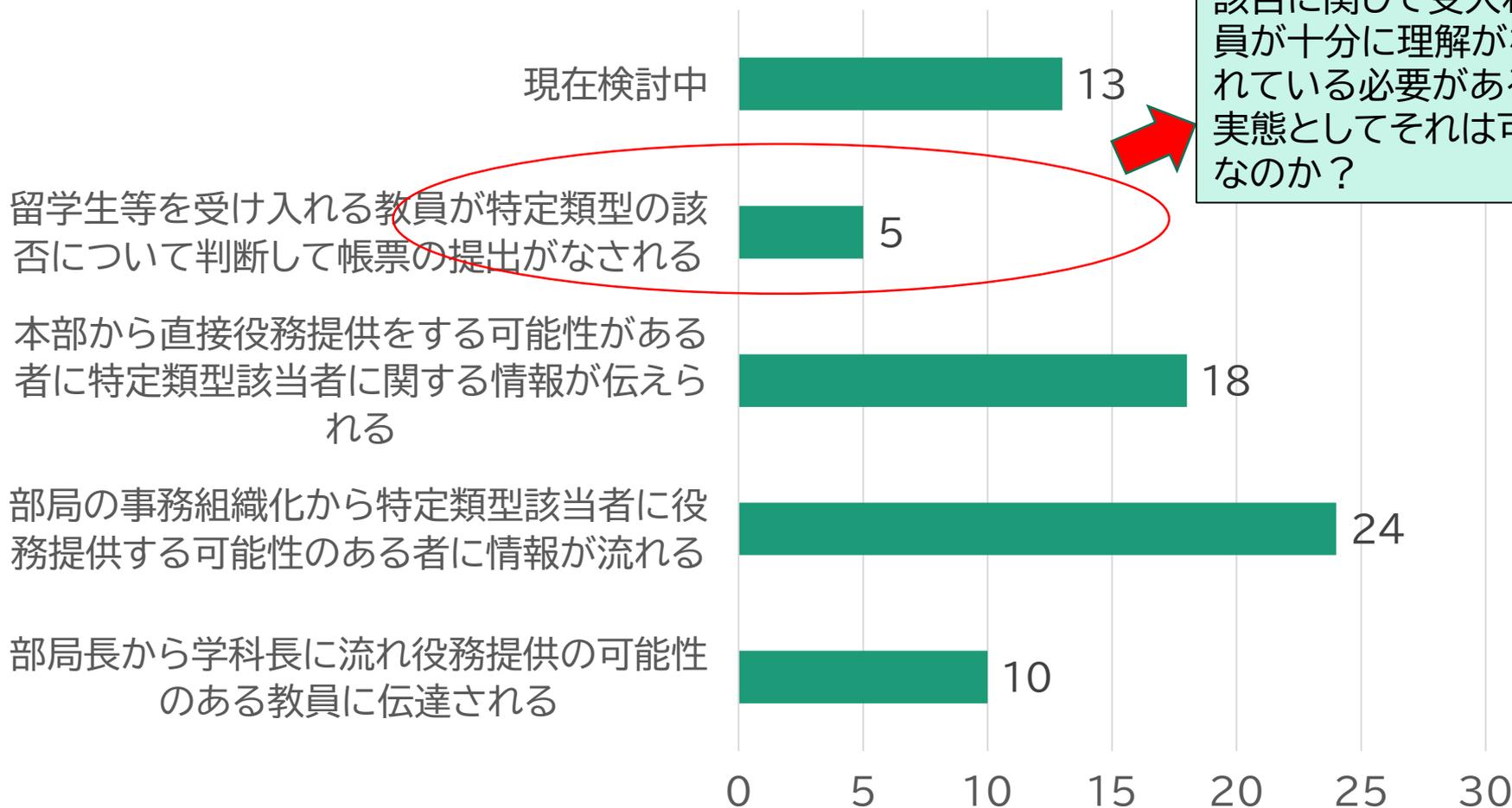
規定と帳票を改定した大学の中で特定類型該当者の輸出管理の運用を開始したと回答した大学の割合(N=65)



- 特定類型該当者に対して輸出管理の運用を開始している
- 特定類型該当者の輸出管理の運用が未実施の状態である

STEP 2 特定類型該当者の情報の管理形態

特定類型該当者の情報の流れ

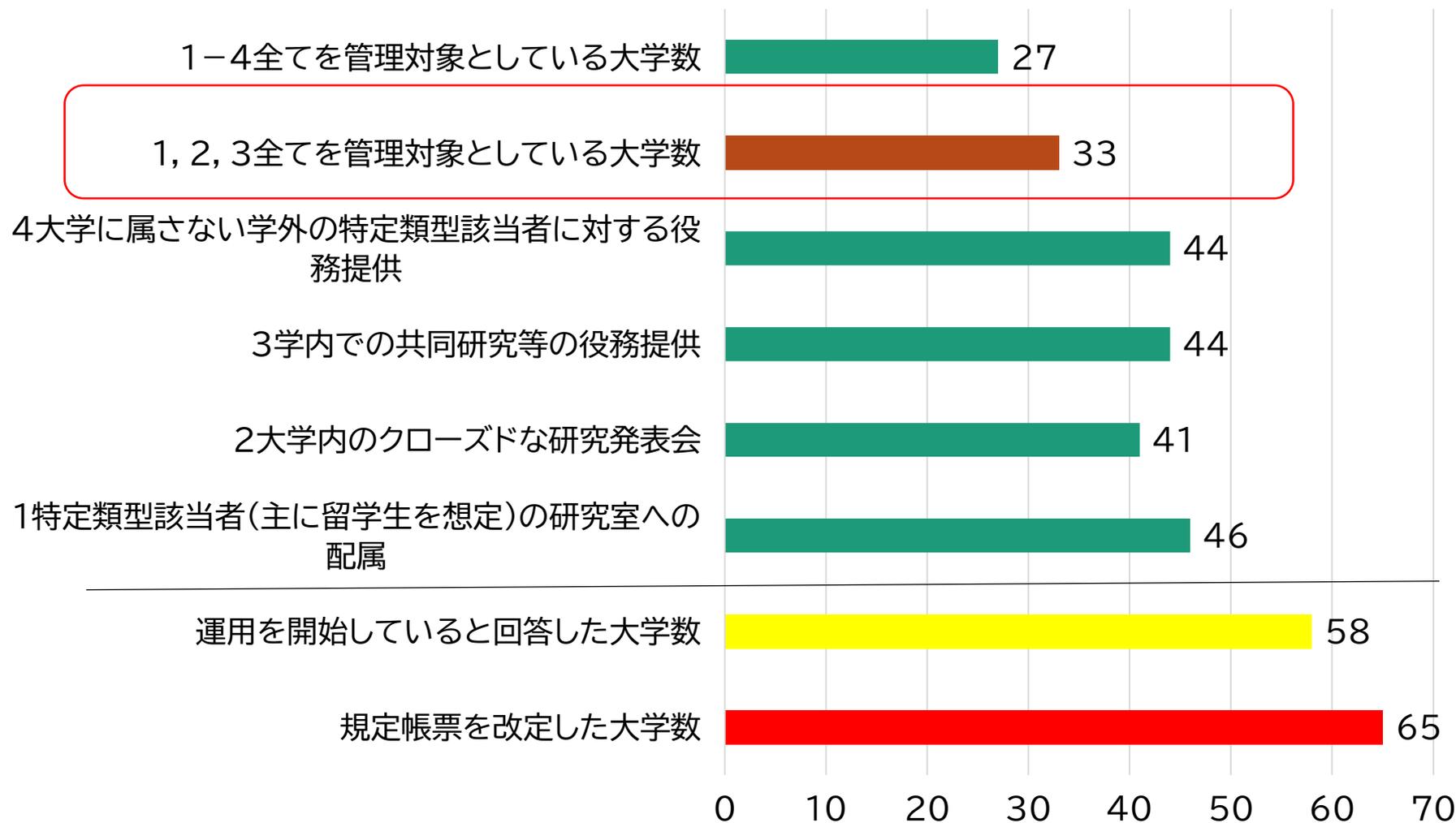


この場合、特定類型の該当に関して受入れ教員が十分に理解がなされている必要があるが、実態としてそれは可能なのか？

一番多いパターンは **本部→部局長→担当事務職員→ 役務提供の可能性のある教員**

STEP 3 特定類型該当者への役務提供に 関して輸出管理を行う範囲

特定類型該当者の役務提供において輸出管理の対象としている事象



アンケート回答の情報の範囲では“学内の特定類型該当者”に関する輸出管理の運用を全うしていると言える大学数は33(24%)

どの程度の大学が役務通達の改定に対応していると言えるのか？

○ 法令の改定が適用後半年を経過した時点で7割の大学は規定や帳票の改定を終了あるいは実施予定

役務通達の改定に伴い規定や帳票を改定した大学数 65 (47%)

改定を予定している大学数 27(20%)(N=137)

○ 輸出管理の実際の運用については最低限の事項に対応できていると思われる大学の割合は1割程度

研究活動に関わる雇用関係のある者に対して網羅的に誓約書の提出を求めている大学数 25(18%)

特定類型該当者の学内での役務提供に関する輸出管理を全て対応しているとみなされる大学 33 (24%) (N=137)

双方の条件を満たす大学は 16(アンケート回答大学の中の12%)

(国立大学法人13 私立大学3)

○ ”管理が十分な大学“と”そうでない大学“の双方の大学の規模においてt検定上は有意な差はみられない

この16大学の平均教員数656.9人(標準偏差 469.1)

それ以外の規定等の回答の対応した大学の平均教員数946.3人(標準偏差928.4)

Studentのt検定では、 $t=0.7094$ ($df=0.7094$)

アンケートの総括

外形的に法令の改定に対応している大学の割合は多いが、実際の運用が伴っているのは1割程度

- 1 役務通達の改定に対する経産省の大学へのアウトリーチ活動は一定の効果を与えられている
- 2 その一方で、特定類型該当者に関する輸出管理の運用が軌道にのっていると考えられる大学はアンケート実施時点で全体の1割程度で、輸出管理の専門家がいると思われる規模の大きい大学であるからといって、運用が全うできているとは限らない
- 3 厳格な運用により大学での研究教育活動に大きな影響がみられることが懸念されたが、現状はそれを懸念する以前の管理レベルと言える

アンケート結果に関する考察

1 輸出管理部署が法令を理解していないのではないか？

事務職員が兼業で担当しているケースであればわかるが、大規模大学(企業で輸出管理の経験がある方が専従しているケース)でも誓約書の取り扱い等、間違った解釈で輸出管理をおこなっている場合がある

2 輸出管理部署と他の組織との連携がなされていない？

留学生の管理や兼業等を取り扱う事務部署との連携が輸出管理をおこなう上で必要。輸出管理自体が不完全なのは、ある種のセクショナリズムに陥っているのではないか？

3 輸出管理統括責任者の輸出管理のリテラシーのレベルが低い？

最終的に責任を負うのは統括管理責任者であるが、大学内での問題を認識し解決できるだけのリテラシーを有していない可能性が懸念される

法令を正確に理解して運用まで至っている大学は極めて少数なので詳細なガイドラインの策定が必要と思われる